

福岡県公報

平成21年7月24日
第 2 9 9 4 号

目 次

告 示 (第1195号 - 第1210号)

土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	5
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	5
土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	6
保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
告 告			
平成21年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災課)	7

公安委員会

警備員指導教育責任者講習及び警備員指導教育責任者及び機械警備
業務管理者に係る講習等に関する規則第6条に規定する講習の実施

(警察本部生活安全総務課) 9

収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	11
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	12
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	12

告 示

福岡県告示第1195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
大橋土地改良区	平成21年7月13日
大橋第二土地改良区	

福岡県告示第1196号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさ ばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	66	北九州市八幡西区則松3 - 6 - 1 一般社団法人 福岡県溶 接協会	北九州市八幡西区則松3 - 6 - 1 福岡県工業技術センター 機械電子研究所内	平成21年 4月1日
旧		北九州市八幡西区則松3 - 6 - 1 社団法人 日本溶接協会 福岡県支部		

福岡県告示第1197号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町江浦字潟揚1124 - 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市小川町31番地 小川開アパート403棟12号

古賀 白三

福岡県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年7月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
--------	-----	---------

直方	飯塚線	宮若市原田1801番先から 同市原田1846番1先まで
----	-----	--------------------------------

福岡県告示第1199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生335	医療法人こば泌尿器科・皮フ科クリニック	糟屋郡志免町大字別府443 - 1	21・6・1
大野生120	いまさと内科	大野城市東大利3丁目11番28号	21・6・1
大野生121	南ヶ丘ばば整形外科	大野城市紫台16 - 1	21・7・1
筑紫生142	まるおか内科・リウマチ科クリニック	筑紫野市二日市南4丁目1番5号	21・6・9
行生132	高城循環器内科医院	行橋市大橋3丁目3番13号	21・6・10
粕生歯36	医療法人プリエ えがわ歯科	糟屋郡宇美町宇美3丁目7 - 23	21・1・1
春生歯72	塚原台歯科医院	春日市大字下白水67 - 11	21・6・1
筑生歯52	有吉歯科クリニック	筑後市大字前津1572番地7	21・7・1
小生歯47	高尾デンタルクリニック	小郡市寺福童287 - 1	21・6・11
粕生薬132	合資会社 喜久屋薬局 長者原店	糟屋郡粕屋町大字長者原380 - 1	21・7・1
大野生薬68	裕生堂薬局 東大利用	大野城市東大利3丁目14番8号	21・6・1
春生薬49	すぐ調剤薬局	春日市須玖北7丁目1 - 1	21・5・1
筑紫生薬68	株式会社大賀薬局二日市メディカルタウン店	筑紫野市二日市南4丁目1 - 1	21・6・24

糸島生薬3	志摩調剤薬局	糸島郡志摩町大字桜井2435番地の23	21・6・1
大生薬165	株式会社 めぐみ薬局	大牟田市大字白川18 - 61	21・6・1
鞍生薬36	平成堂薬局	鞍手郡鞍手町大字中山2264 - 135	21・7・1
大生訪15	訪問看護ステーションセントポーリア	大牟田市樋口町6 - 12シティハイムマルワ102号	21・7・1

福岡県告示第1200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
像生歯5	佐竹歯科医院	宗像市田熊4丁目7番18号	21・6・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生312	こば泌尿器科・皮フ科クリニック	糟屋郡志免町大字別府443 - 1	21・5・31
遠生166	医療法人イーアンドエム海老津クリニック	遠賀郡岡垣町東山田2丁目3 - 19	21・5・31
築生53	鶴田診療所	築上郡築上町大字本庄1735 - 2	21・6・15
京生98	筒井小児科内科医院	京都郡苅田町富久町1丁目27 - 7	21・3・31

行生62	高城循環器内科医院	行橋市大橋3丁目3 - 13	21・6・9
北生歯213	えがわ歯科医院	糟屋郡宇美町宇美3丁目7 - 23	20・12・31
春生歯70	塚原台歯科・こども歯科	春日市大字下白水67 - 11	21・5・31
八女生歯55	横山歯科医院	八女市本村377 - 11	21・5・31
両生歯56	桑野歯科医院	朝倉郡筑前町山隈1454 - 1	21・6・10
う生歯8	医療法人社団耳納皓歯会矢野歯科医院	うきは市吉井町565 - 1	21・6・30
う生訪2	アップルハート訪問看護ステーションうきは	うきは市浮羽町東隈上322 - 37	21・4・30

福岡県告示第1201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
遠生155	医療法人イーアンドエム 水巻クリニック	水巻クリニック	遠賀郡水巻町頃末南3丁目13 - 5	21・6・4

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小生薬6	上町調剤薬局	小都市小郡字上町1117 - 1	小都市祇園2丁目2番地の9	21・6・22

福岡県告示第1202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ17	児玉敏郎（のじぎく施術所）	直方市大字下境3265番地	21・6・8
田生マ6	東 光一（シルバーメディカル株式会社）	田川市大字伊加利1905 - 7	21・7・11
筑紫生マ17	堤 康彰（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	21・6・1
筑紫生マ18	大塚龍一（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	21・5・1
京生マ4	水野眞智子（千善院施術所）	京都府苅田町若久町2丁目1番地9	21・7・1
京生マ5	池邊ひとみ（千善院施術所）	京都府苅田町若久町2丁目1番地9	21・7・1
京生マ6	境 美幸（千善院施術所）	京都府苅田町若久町2丁目1番地9	21・7・1
京生マ7	長井武二郎（千善院施術所）	京都府苅田町若久町2丁目1番地9	21・7・1
田生柔23	小松勇太（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11KMビル1階	21・4・1
田生柔24	香田潔史（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11KMビル1階	21・4・1

八女生柔15	平田聖士（まいにち整骨院）	八女市本町564 - 1	21・6・1
大川生柔13	茂田能和（石原整骨院）	大川市大字小保467 - 1	21・4・1
古生柔12	花圃卓見（はなぞの整骨院）	古賀市花見東2丁目21 - 52	21・6・30
福津生柔6	松永誠史（まつなが整骨院）	福津市中央4丁目3番13号	21・6・10
み生柔16	金丸 仁（陽だまり整骨院）	みやま市瀬高町下庄1534 - 1	21・6・8
行生柔17	高塚 彰（さわやか整骨院）	行橋市中央2丁目1 - 2	21・5・8
粕生柔49	山田晃裕（スターはりきゅう整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2639番地 - 3	21・7・2
遠生柔15	中村敏行（希整骨院）	遠賀郡遠賀町松の本2丁目10 - 36	21・3・1
田川生柔14	向野誠人（向野鍼灸整骨院）	田川郡川崎町大字川崎468	21・7・1

福岡県告示第1203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
------	--------	---------	-------

直生マ9	児玉敏郎 (ひまわり施術所)	直方市大字永満寺2737 - 1	21・5・24
行生柔16	高塚 彰 (京都整骨院)	行橋市南大橋4丁目2番40号	21・4・30
み生柔11	谷口勝哉 (陽だまり整骨院)	みやま市瀬高町下庄1534 - 1	21・6・30

福岡県告示第1204号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所 (所在地) の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
前生柔22	城野憲司 (加布里整骨院)	前原市大字神在1373 - 8	前原市大字神在1348 - 2	21・6・29

福岡県告示第1205号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
北九州市門司区大字今津字津村島274の4
- 保安林として指定された目的
風害の防備

3 解除の理由

港湾施設用地とするため

福岡県告示第1206号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宗 像	県 道	岡 垣 線 玄 海	前	宗像市神湊446番1先から 同市神湊446番2先まで	17.4 ~ 23.2	41.2
			後	同上	18.2 ~ 23.2	41.2

福岡県告示第1207号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成21年7月14日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

鞍手町新東北土地改良区	換地計画書の写し (新東北地区第1 工区換地区)	平成21年7月24日から 平成21年8月21日まで	鞍手町役場
-------------	--------------------------------	------------------------------	-------

福岡県告示第1208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成21年7月14日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
鞍手町新東北土地改良区	換地計画書の写し (新東北地区第3 工区換地区)	平成21年7月24日から 平成21年8月21日まで	鞍手町役場

福岡県告示第1209号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウシロノ491、494

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウシロノ491・494（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1210号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

田川郡川崎町大字安真木字東野路池4301の2、4301の3、4301の5、4301の6、4301の8、4302の1、4302の2、4302の4から4302の6まで、4302の11、4303の2から4303の7まで、4303の1（次の図に示す部分に限る。）、字野路池4304の1、4304の2

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

エ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

平成21年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成21年7月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
- ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

講習月日	講習会場	区分	講習時間
8月31日（月）	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月1日（火）	"	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月2日（水）	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月3日（木）	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月4日（金）	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月10日（木）	北九州市小倉北区城内1-1 北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月11日（金）	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月14日（月）	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30

9月15日(火)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月16日(水)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月17日(木)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月18日(金)	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月5日(月)	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月6日(火)	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月8日(木)	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月9日(金)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月14日(水)	直方市津田町7-20 直方市中央公民館	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月15日(木)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月26日(月)	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月27日(火)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	講習会場	郵送受付期間(消印有効)
福岡会場	7月31日(金)~8月14日(金)	大牟田会場	9月10日(木)~9月24日(木)
北九州会場	8月6日(木)~8月20日(木)	直方会場	9月14日(月)~9月28日(月)
久留米会場	9月4日(金)~9月18日(金)	行橋会場	9月29日(火)~10月13日(火)

郵送申込先	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (社)福岡県危険物安全協会
-------	--

イ 講習開催地への持参による受付

月日	受付会場	所在地	備考
8月20日(木) 8月21日(金)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15	受付会場で証紙販売
8月26日(水) 8月27日(木)	北九州市庁舎15階 特別会議室B	北九州市小倉北区内1-1	" (市営有料駐車場有り)
9月28日(月)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1	受付会場で証紙販売
9月30日(水)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46	"
10月2日(金)	直方市消防本部	直方市新町2-5-10	"
10月19日(月)	行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	"

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- (2) 受講手続、その他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会（電話092 - 273 - 1150）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第211号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成21年7月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年9月9日（水）から同年9月17日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年9月14日（月）から同年9月17日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
30名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に

規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(1) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習

平成21年8月17日（月）から同年8月20日（木）までの午前9時から午後5時45分までの間

イ 追加取得講習

平成21年8月19日（水）から同年8月24日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時45分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

申込書には、押印が必要。

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及

び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午後5時45分までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前

申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

47,000円

(2) 追加取得講習

23,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時45分まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年7月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

小郡市

2 事業の種類

市道大保・今隈10号線改築工事（福岡県小郡市干潟字下鶴地内から同市井上字東道南地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県小郡市干潟字下鶴	2148番2	畑	728.25（728）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積137.22平方メートル、使用しようとする土地の面積2.38平方メートル
福岡県小郡市井上字鎗巻	406番1	田	2,326.75（2,326）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積81.68平方メートル、使用しようとする土地の面積9.05平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人古賀森次の相続人

竹永貞二（持分14分の1）

千葉県柏市酒井根二丁目15番6号

竹永正一（持分14分の1）

福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2153番地33

竹内洋子（持分14分の1）

東京都江戸川区中葛西四丁目7番1 - 501号

深町廣子（持分14分の1）

北九州市八幡東区前田三丁目11番20 - 201号

久保山ミキヨ（持分14分の2）

福岡市博多区新和町一丁目1番18号

古賀保臣（持分14分の2）

福岡県小郡市干潟2132番地1

古賀正敏（持分14分の2）

福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1323番地15

古賀秀明（持分14分の2）

神戸市北区東大池三丁目27番10号

竹馬義郎（持分14分の2）

堺市北区中百舌鳥町二丁目303番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年7月10日

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年7月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称
小郡市

2 事業の種類

市道大保・今隈10号線改築工事（福岡県小郡市干潟字下鶴地内から同市井上字東道南地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県小郡市井上字鎗巻	402番3	用悪水路	83.55 (83) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積25.89平方メートル、使用しようとする土地の面積1.16平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

古賀保臣

福岡県小郡市干潟2132番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成21年7月10日

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年7月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

小郡市

2 事業の種類

市道大保・今隈10号線改築工事（福岡県小郡市干潟字下鶴地内から同市井上字東道南地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡県小郡市井上字鎗巻	402番 1	田	1,648.75 (1,648) 平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積515.28平方 メートル、使用しようとする土地の面積 17.01平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第 1 項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

重松サツキ

福岡県小郡市干潟2145番地 3

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年 7 月 10 日